

## 公 告

建築基準法(昭和25年法律201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置として次のとおり指定した。

平成29年7月28日

福島県知事 内堀 雅雄

|   | 指定年月日      | 指定番号           | 道路の築造者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び所在地)                     | 道路の位置   | 道路の延長<br>(メートル) | 道路の幅員<br>(メートル) |
|---|------------|----------------|--|---|-----------------|-----------------|
| 1 | 平成29年4月13日 | 福島県指令相建第44-18号 | 有限会社 サン・ホーム<br>代表取締役 小林 隆一<br>南相馬市原町区本陣前三丁目142番地   | 南相馬市原町区上太田字陣ヶ崎275番3, 278番8  | 127.74          | 4.00~6.00       |
| 2 | 平成29年4月19日 | 福島県指令相建第44-32号 | 石川 正雄<br>南相馬市原町区小川町183番地                           | 南相馬市原町区小川町182番5, 182番6, 185番3, 185番4, 199番2の一部(公衆用道路), 214番2の一部(用悪水路), 205番2の一部(用悪水路) | 25.08           | 4.00~6.00       |
| 3 | 平成29年5月16日 | 福島県指令相建第44-1号  | 庄司建設工業株式会社<br>代表取締役 庄司 岳洋<br>南相馬市原町区青葉町1-1         | 南相馬市原町区石神字坂下25番1  | 39.11           | 6.03            |
| 4 | 平成29年6月5日  | 福島県指令相建第44-4号  | 株式会社 トーヨー建設<br>代表取締役 岡田 庄治<br>相馬郡新地町谷地小屋字上ノ台52番地の2 | 相馬郡新地町駒ヶ嶺字原5番225  | 20.04           | 4.50            |
| 5 | 平成29年6月13日 | 福島県指令相建第44-3号  | 鳥居 一夫<br>南相馬市原町区西町3丁目101番地                         | 南相馬市原町区西町3丁目100番15  | 54.90           | 6.00            |
| 6 | 平成29年6月13日 | 福島県指令相建第906号   | 双葉不動産建設株式会社<br>代表取締役 石田 慎一<br>双葉郡浪江町大字権現堂字上続町18番地2 | 双葉郡浪江町大字権現堂字漆原43番4  | 66.88           | 4.50~5.00       |